

別表 1 「保育利用調整基準」

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整にあたっては、「(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「(2) 調整点数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、保護者の保育が必要な理由の点数及び調整点数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「(3) 同一点数の優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 保護者の保育が必要な理由の点数表

事 由	父母(※1)が保育できない理由・状況		点数
1 就 労 (※2)	家 庭 外	月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上就労	10
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上就労	9
		月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上就労	8
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上就労	7
		月 60 時間以上就労	6
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定	8
	家 庭 内	月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定	6
		月 60 時間以上の仕事に内定	5
		月 20 日以上かつ週 40 時間以上又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上就労	9
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上就労	8
		月 16 日以上かつ週 24 時間以上又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上就労	7
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上就労	6
		月 60 時間以上就労(内職を含む)	5
		月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定	7
		月 16 日以上かつ週 16 時間以上又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定	5
		月 60 時間以上の仕事に内定(内職を含む)	4
	単身赴任している(県外)		9
	単身赴任している(県内)		8
2 妊 娠・出 産	母が出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する		10
3 疾 病・障 が い	疾病などにより、入院による治療や安静を要し、保育が常時困難		10
	疾病などにより、在宅で常時臥床の安静を要するなど、保育が著しく困難		7
	疾病などにより、月に 16 日以上通院を要するなど保育に支障がある		5
	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の交付を受け、保育が常時困難		10
	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難		9
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 2～3 級、療育手帳 B1・B2 の交付を受け、保育		8

	が著しく困難 身体障害者手帳 4～6 級の交付を受け、保育が困難	6
4 介護・看護	臥床者・重症心身障がい児（者）の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難	9
	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難	7
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	10
6 求職活動	求職活動中、起業準備中である	3
7 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に月 16 日以上かつ週 16 時間以上就学	6
	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学	4
	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定	3
8 育児休業	育児休業取得中に、既に在園している児童の継続利用が必要	10
9 市外在住（※3）	小都市に転入予定（就労による単身赴任を除く）	2

（備考）

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申請児童の基本点数とする。
- 3 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。

（注釈）

※1 父母がいない場合は、その他の保護者とする。

※2 事由 1 の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、当該保護者の基本点数を 3 点とする。また、これらの書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。

※3 市外在住（ただし就労による単身赴任を除く）の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「市外在住」が適用される。

(2) 調整点数表

事 由	内 容	点数
1 ひとり親家庭	ひとり親家庭等	11
2 生活保護世帯	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる	2
3 生計中心者の失業	生計中心者が失業し、求職活動中である	1
4 虐待・DV等	児童の家庭状況等から小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合（※1）	※1
5 障がい児	利用を希望する児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	2
6 育児休業明け	育児休業が終了し職場復帰する場合	2
7 きょうだい同時利用	きょうだいを利用中の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合（※2）	9
	きょうだいと同時に利用申込みをする場合	2
	未就学のきょうだいを保護者等が保育している。	-3
8 小規模保育等	小規模保育施設等の卒園児で引き続き保育施設又は保育事業の利用を希望する場合	10
9 保育の代替手段	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申請をする場合	2
	利用申込時点で、申込事由を理由として児童が認可外保育施設等を有償で利用している場合	1
	利用申請時点で、児童を同伴就労しており、前項目に該当しない場合	-1
10 世帯の状況	同居家族に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいて介護している 通信制大学、通信教育の学生である	1 -3
11 就労状況	雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族であり、かつ保護者が専従者控除の対象	-1
	雇用主が保護者の配偶者又は親族で、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象	-2
	就労内定のうち、就労開始時期が未定	-3
12 その他	前年度から在園している児童	10
	保育料の未納が6ヵ月以上ある世帯（卒園児分含む）※2	-5
	正当な理由なく保育施設又は保育事業の利用内定を辞退するなど、公正な利用調整に支障を来たすような行為を行った場合（利用希望日が同一年度内の利用申請に限る）	-10
	小城市保育幼稚園課が特に必要と認める場合	※1

(注釈)

※1 特に必要と認める場合は、別途調整点数を設けることができる。

※2 納付制約書の提出及び分割納付の実績（児童手当の窓口払い等含む）がある場合を除く。

(3) 同一世帯の優先順位表

1	保護者の保育が必要な理由の点数が高い世帯
2	要件間の優先順位(①～⑫の順) ①災害 ②就労(家庭外) ③就労(家庭内) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住
3	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯

別表 2 「申請受付期限及び結果通知等発送予定表」

入所希望月	申請受付期限	結果通知等発送予定
4 月(第 1 次)	平成 29 年 12 月 8 日(金)	平成 30 年 2 月中旬
4 月(第 2 次)	平成 30 年 2 月 9 日(金)	平成 30 年 3 月 9 日(金)
5 月	平成 30 年 4 月 10 日(火)	平成 30 年 4 月 20 日(金)
6 月	平成 30 年 5 月 10 日(木)	平成 30 年 5 月 18 日(金)
7 月	平成 30 年 6 月 8 日(金)	平成 30 年 6 月 20 日(水)
8 月	平成 30 年 7 月 10 日(火)	平成 30 年 7 月 20 日(金)
9 月	平成 30 年 8 月 10 日(金)	平成 30 年 8 月 20 日(月)
10 月	平成 30 年 9 月 10 日(月)	平成 30 年 9 月 20 日(木)
11 月	平成 30 年 10 月 10 日(水)	平成 30 年 10 月 19 日(金)
12 月	平成 30 年 11 月 9 日(金)	平成 30 年 11 月 20 日(火)
1 月	平成 30 年 12 月 10 日(月)	平成 30 年 12 月 20 日(水)
2 月	平成 31 年 1 月 10 日(木)	平成 31 年 1 月 18 日(金)
3 月	平成 31 年 2 月 8 日(金)	平成 31 年 2 月 20 日(水)

※小城市外の保育施設等の利用を希望する場合の結果通知等発送予定はこのとおりではない。